

新潟市指定排水設備工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 4 3号

新潟市指定排水設備工事店規則の一部を改正する規則

新潟市指定排水設備工事店規則（平成10年新潟市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 責任技術者を1人以上選任していること。ただし、責任技術者は、新潟県内における他の営業所について兼務することを妨げない。

第4条第2項第4号及び第5号並びに第9条第2項第5号中「専属する」を「選任している」に改める。

別記様式第1号中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

（表）

選任責任技術者名簿（新規・更新・解除）

年 月 日

(宛先)新潟市長

指定(登録)番号 第 号
商 号

郵便番号

営業所所在地

電話 ()

代表者氏名

ふりがな 選任者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	郵便番号		
		第 号	
	郵便番号		
		第 号	
	郵便番号		
		第 号	

注1 他の営業所の責任技術者を兼務している場合は、摘要欄にその営業所名を記入してください。

2 新規と解除は、名簿を分けて記入してください。

3 記入欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
- 2 選任を確認できるものとして、次の各号のいずれか一つ（解除の場合は、不要）
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

別記様式第6号中「専属者」を「選任している者」に、「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。